

## 議案第 1 4 3 号

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年前橋市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待等の禁止)

第 3 条の 2 職員は、園児に対し、法第 2 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 5 条第 3 項の表備考第 1 号中「第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録」を「第 1 8 条の 1 8 第 3 項に規定する保育士登録」に改める。

第 1 3 条第 1 項前段中「から第 1 3 条まで」を「、第 1 3 条」に改め、同項の表

第 12 条の項を削る。

（前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第 4 条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年前橋市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項第 4 号中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

（前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 7 条 前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年前橋市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。